

# 令和8年度産地発展促進事業

みやぎ園芸特産振興戦略プラン（令和8年3月策定）で定める最重点及び重点振興品目（園芸品目に限る）等の産地発展に寄与する取組に必要な装置、機械、施設等の整備、高温対策のための装置、機械、資材及び種苗の導入に要する経費の一部を補助します。

## 補助内容（下線部は前年度からの変更点）

### （1）整備事業

補助率：1/2以内

補助上限：3,000千円

補助対象：事業計画の達成に必要なと認められた装置、機械、施設等の導入及びその経費。

### （2）高温対策支援事業

補助率：1/2以内

補助上限：3,000千円

補助対象：事業計画の達成に必要なと認められた装置、機械及び資材等の導入及びその経費。

### （3）種苗費支援事業

補助率：1/3以内

補助上限：1生産者・1品目当たり500千円

補助対象：園芸品目等の面積拡大等に必要な種苗の導入経費

※面積が減少する園芸品目がある場合、減少面積を差し引いた面積を補助対象面積とする。

※令和8年4月1日から令和9年3月15日までの間に納品・支払できるものが対象。

※園芸品目以外にも園芸産地の発展に資すると認められる品目（畑わさび等）は対象とする。

※いちごの種苗費は対象外とする。

※農業協同組合等が事業実施主体となり生産者の園芸品目等の面積拡大等に必要な種苗費を助成する取組も対象。

## 事業対象者

宮城県内の農業協同組合、農業協同組合連合会、集落営農組織、その他の営農集団、農業法人

※農業法人は、事業内容が種苗費支援事業の場合に限る

## 申請期間等

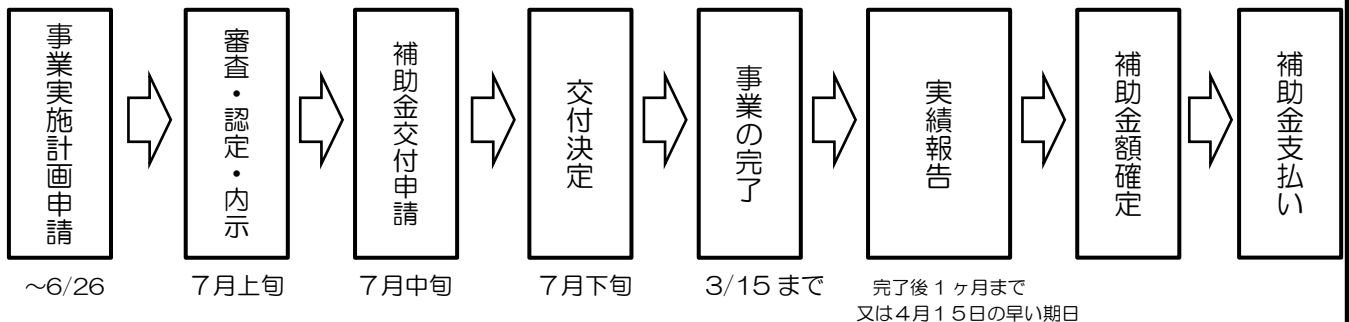
令和8年6月2日（火）から6月26日（金）まで

提出先：各地域の地方振興事務所（地域事務所）農業振興部へ事業実施計画を提出してください。

※詳細については募集案内を御覧ください。

※予算残額がある場合は、毎月20日を〆切とし、令和8年11月20日まで募集を継続します。

## 補助金交付までの主な流れとスケジュール（整備事業の場合）



事業内容等詳細については、「産地発展促進事業実施要領」及び「産地発展促進事業費補助金交付要綱」を参照ください。また、申請に当たって必要となる様式等は下記ホームページからダウンロードできます。

## 問い合わせ先

各地方振興事務所（地域事務所）農業振興部（農業・農村振興部） 農業振興班（地域調整班）

又は宮城県農政部園芸推進課園芸振興班（TEL：022-211-2843）

ホームページ：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/engei/sanchihatten.html>